

住民センター運営経費の地域負担による市効果額(基金積立基礎額) 試算表

参考資料 2

移行段階	費用負担等の変化の内容	市収入(円)	市支出(円)					収支 差し引き	効果額 (基金積立基礎額)
		使用料	維持管理費用		指定管理委託費用		支出合計		
			光熱水費	点検費用等 ※1	指定管理費	使用料還元			
現在	使用料収入：市が収入 光熱水費：市100%負担 (H29～R1・3カ年平均)	3,182,503	10,539,279	4,195,130	2,160,000	300,165	17,194,574	▲ 14,012,071	0
ステップ1	光熱水費の一部を地域の負担とした場合 使用料収入：地域が収入 光熱水費：市30%負担、地域70%負担(一例)	0 ※2	3,161,784	4,195,130	2,160,000	0 ※3	9,516,914	▲ 9,516,914	4,495,157
ステップ2	光熱水費の全部を地域の負担とした場合 使用料収入：地域が収入 光熱水費：地域100%負担	0 ※2	0	4,195,130	2,160,000	0 ※3	6,355,130	▲ 6,355,130	7,656,941
ステップ3	地域による自主運営自主管理とした場合 使用料収入：地域が収入 維持管理費：地域100%負担 指定管理費：廃止	0 ※2	0	0	0 ※4	0 ※3	0	0	14,012,071

※工事修繕費は含まない。(H29～R1 3カ年平均 4,037,427円)

※1:点検費用等には、消防設備点検、防火対象物点検、浄化槽保守点検清掃、汲み取りの費用が含まれます。

※2:光熱水費の地域負担に伴い、使用料収入は全て指定管理者の収入とします。

※3:使用料収入をすべて指定管理者の収入とすることに伴い、使用料収入の10%還元は廃止します。

※4:地域による自主運営自主管理への移行により、阪南市立住民センター条例の適用外となり、指定管理者制度を廃止。